

山中湖村
富士山火山避難計画

平成28年3月

山中湖村

目 次

第1章 総 則 1～3
〔策定経緯、位置付け、避難の基本方針、基本的な考え方、前提〕

第2章 火山現象別の避難

噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表 4
1. 火口形成・火碎流・大きな噴石 5
2. 融雪型火碎泥流 6～7
3. 溶岩流 8～11
4. 火山灰 12～22
5. 降灰後土石流 23～24

第3章 避難に関する行動基準(表) 25・26

第4章 今後の検討事項 27

第1章 総則

1. 山中湖村富士山火山避難計画の策定経緯

富士山火山防災対策は、2000年から2001年の多発した低周波地震をきっかけに、これまで火山防災マップの配布、地域防災計画富士山火山編の策定のほか、山梨県側の富士山周辺市町村で構成した「富士山火山防災協議会」で防災訓練、要望活動などの取組みを実施してきた。

また平成24年6月に国、三県（山梨・静岡・神奈川県）、周辺市町村ほか58機関で設立された「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）において、富士山で噴火が発生した場合、広範囲に影響が及ぶことも想定されるため、迅速な避難を実施するため「富士山火山広域避難計画」（以下「広域計画」という。）を平成27年3月に策定した。

しかし「富士山火山広域避難計画」は、県及び市町村の火山防災対策の要となる避難に関する事項を示されてはいるが、具体的で実践的な計画の内容にまで言及されていない。このため山中湖村富士山火山避難計画（以下「本計画」と言う。）を定めるものである。

2. 山中湖村富士山火山避難計画の位置付け

本計画は、広域計画に定められた事項に基づき具体的な検討を行ったもので、山中湖村地域防災計画富士山火山編の避難に関する事項を補足するものである。

3. 避難に関する基本方針

本計画は、火口が特定できず大規模な噴火が発生すると見込まれる場合、または発生した場合の富士北麓地域から遠方に避難する「広域避難」と中小規模な噴火や火山活動が静穏化しつつある場合の近隣自治体及び村内に避難する「地域内避難」について定める。

4. 避難の基本的な考え方

(1) 避難時期と避難先の考え方

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、広域計画と同様に下表のとおり整理する。

避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】							
生命への危険性が 大きい 【避難対象エリア 外へ避難】	<table border="1"><tr><td>火口形成</td><td>火碎流</td></tr><tr><td>大きな噴石</td><td>溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</td></tr><tr><td>融雪型火山泥流</td><td>降灰後土石流</td></tr></table>	火口形成	火碎流	大きな噴石	溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)	融雪型火山泥流	降灰後土石流	<table border="1"><tr><td>溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</td></tr></table>	溶岩流 (溶岩流到達3時間超)
火口形成	火碎流								
大きな噴石	溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)								
融雪型火山泥流	降灰後土石流								
溶岩流 (溶岩流到達3時間超)									
生命への危険性が 相対的に小さい 【避難対象エリア 内で避難】	—	<table border="1"><tr><td>降灰</td></tr><tr><td>小さな噴石</td></tr></table>	降灰	小さな噴石					
降灰									
小さな噴石									

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず村内の平野地区に避難し、受け入れ可能人数を超えた場合には村外への避難を検討するものとする。村は事前に村内宿泊団体等と受け入れ等の協定を結び、避難所の確保に努めるものとする。

(2) 村内避難

噴火警戒レベルの上昇に伴い、避難対象エリアから平野地区に村内避難をする場合、自治会単位で避難するものとし、村から指定された避難施設に避難するものとする。

火山活動が急激に活発化し噴火警戒レベル5が発令された場合、融雪型火山泥流到達予想エリア及び2次エリア内（噴石や火碎流の到達範囲、溶岩流が3時間程度で到達が予想される範囲）については、一時避難地として交流プラザきららに至急避難し、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動するものとする。その他3次エリア及び4次エリアについても、村から指定された避難施設への避難準備や避難を実施するものとする。

(3) 広域避難先

噴火後の状況により、溶岩流の流下や多量の降灰（30cm以上）が予想されるなど富士北麓地域を越えての山梨県内の広域避難が必要になる場合、山中湖村は甲州市へ避難するものとする。

(4) 広域避難先の受入手順

甲州市へ広域避難実施をする際には、村は山梨県に報告し、甲州市と協議確認の上避難所を決定し、避難を実施する。

広域計画では、原則として避難者は甲州市の一時集結地（甲州市役所）に集合した後に、甲州市から受け入れ避難所の指示を受けた後、各自で避難を行うとなっているが、山中湖村と甲州市との協議が済み、避難所が開設できる状況であればこの限りではない。

(5) 他県への広域避難

避難所収容可能施設の不足や火山活動の拡大化、避難路の通行不可など山梨県内での避難が完了せず、静岡、神奈川県に避難が必要となった場合は、山梨県に対し避難受け入れの要請をする。さらに各県の受け入れが困難で、別の都道府県に避難が必要となった場合は、国や全国知事会への受け入れを要請する。

(6) 事前避難

富士山噴火警戒レベル3以上が発令され事前に広域避難所の設置が必要となった場合、甲州市と協議し対応するものとする。

(7) 山中湖村富士山火山避難計画の前提

本計画の基本方針として、対象とする火山現象の規模、影響想定範囲、避難対象の範囲・区分、避難時期・避難先、避難開始基準、避難解除基準、火山現象別の避難の考え方、段階別の避難の流れを広域計画の「第2編広域避難計画」によるものとする。

5. 対策本部

山中湖村役場庁舎に設置する。ただし、本庁舎が第3次エリア及び融雪型火山泥流到達エリアに立地しているため、噴火状況に応じ次の施設に設置を検討するものとする。

【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野 479-2	0555-20-311
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野 283	0555-65-7750
平野保育所	山中湖村平野 1997-1	0555-65-8542

第2章 火山現象別の避難

○噴火前(警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

区分	火口形成			溶岩流			融雪型火山泥流			降灰			小さな噴石			降灰後土石流		
	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	対象工エリア	避難対象 工エリア	屋内避難 対象工エリア	避難対象 工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲
噴火警 告3級	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備	【全方位】 避難	【全方位】 入山規制	【全方位】 入山規制	【全方位】 避難	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難	
噴火警 告4級	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備	【全方位】 避難	【全方位】 入山規制	【全方位】 入山規制	【全方位】 避難	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難	
噴火警 告5級	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備	【全方位】 避難	【全方位】 入山規制	【全方位】 入山規制	【全方位】 避難	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難準備	【全方位】 避難	
噴火開 始直 後	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	避難準備・避難 【全方位】	避難【全方位】	避難【全方位】	避難準備・避難 【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	【必要な範囲】 避難準備	【対象ライン】 避難	【対象ライン】 入山規制	【対象ライン】 入山規制	【対象ライン】 避難	【対象ライン】 避難準備	【対象ライン】 避難準備	【対象ライン】 避難	

○噴火前開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流			融雪型火山泥流			降灰			小さな噴石			降灰後土石流			
	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	対象工エリア	避難対象 工エリア	屋内避難 対象工エリア	避難対象 工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲	避難対象工エリア	影響想定範囲
噴火開 始直 後	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	一般住民 避難行動者 要支援者・ 観光客・ 登山者	溶岩流 下の場合	*A	*B	火山灰の降下の場合			小さな噴石の降下の場合			降灰後土石流			
					避難準備・避難 【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	降灰シミュレーション (気象庁作成) 参考に設定	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難準備 /避難 (降雨により)	屋内退避	屋内退避	屋内退避

*A:4次Aに溶岩流下の可能性
*B:4次Bに溶岩流下の可能性
※富士山火山防災広域避難計画(広域避難の流れ)第2編第2章表6 12、13頁)よりもとめ

1. 火口形成・火碎流・大きな噴石

火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないために、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

大きな噴石

噴火と同時に飛散する所以があるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

火碎流

火碎流とは、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって山体を流下する現象であって、速度が時速数十kmから百数十kmと高速であるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

噴火開始前・噴火直後の避難計画

区分		火口形成	火碎流、大きな噴石
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	避難準備・避難 全方位 【該当者なし】
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】
		観光客	入山規制 全方位
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】
		観光客	避難 全方位
噴火直後	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】
		観光客	避難 全方位
		一般住民	避難 全方位 【該当者なし】
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】
		観光客	避難 全方位

※ いずれも第3次避難エリア以降には影響しないとされている。

2. 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火碎流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象である。流下速度が時速60 km超になることもあるから、溶岩流のような段階的な避難対策はとらずに噴火前及び噴火開始直後の避難とする。

避難対象エリアは、融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲で、融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。

※ 融雪型火山泥流による山中湖村の影響想定人口 約4,000人

噴火開始前・噴火直後の避難計画（山体の積雪平均50 cmを想定）

区分		避難対象エリア内にいる人 (融雪型火山泥流の流下、堆積 が予想される範囲)		避難先	
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	自主避難	融雪型火山泥流は、短時間 で到達する可能性を踏まえ、 避難先は、原則、避難対象エ リア外の高所、高台や堅牢な 建物としていることから、村 外への広域的な避難は行なわ ない。	
		要支援者	避難準備		
		観光客	観光自粛		
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難準備	具体的な避難場所 交流プラザ「きらら」を一 時避難地とし、そこから平野 地区の指定された避難施設へ 移動。	
		要支援者	避難		
		観光客	避難準備・避難要請		
	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難		
		要支援者	避難		
		観光客	避難		
噴火直後		一般住民	避難		
		要支援者	避難		
		観光客	避難		

融雪型火山泥流からの避難(自治会別)

人員:平成27年4月1日現在

	自治会	人員	避難場所
第2次避難対象エリア	一の橋組	233	融雪型火山泥流は、短時間で到達する可能性を踏まえ、避難先は、原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物としていることから、村外への広域的な避難は行なわない。
	二の橋2組	303	
	富士急別荘地		
第3次対象エリア	二の橋1組	198	具体的な避難場所 交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。
	山中2組	95	
	山中3組	101	
	山中4組	136	
	山中5組	198	
第4次対象エリア	山中1組	342	具体的な避難場所 交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。
	山中西組	201	
	丸尾1組	198	
	丸尾2組	319	
	長池6組	48	
	長池7組	47	
	諏訪組	180	
組未加入	山中地区	701	
	長池地区	312	

※被害が想定される到達時間に猶予がない場合、上記の場所以外でも、堅牢な建物の階上に避難する。

3. 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流化する現象で、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なことから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流化状況に応じた避難とする。

なお、溶岩流はより低い場所に向かうため、流域界（尾根）を越えて流れることは稀と考えられることから、富士山の山頂から延びる尾根のうち比較的大きな17の尾根により、溶岩流の流化が想定される範囲を放射線状に区分する。これを「ライン」と称し、山頂の東側から時計回りにライン1からライン17とする（次ページ）。山中湖村にかかるラインはライン16及びライン17となる。

噴火前は、火口の位置が特定できないとされていることから、全てのラインが避難対象となる「全方位避難」とする。

噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるため、溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲（第2次避難対象エリア）において、「必要なラインの避難」とする。

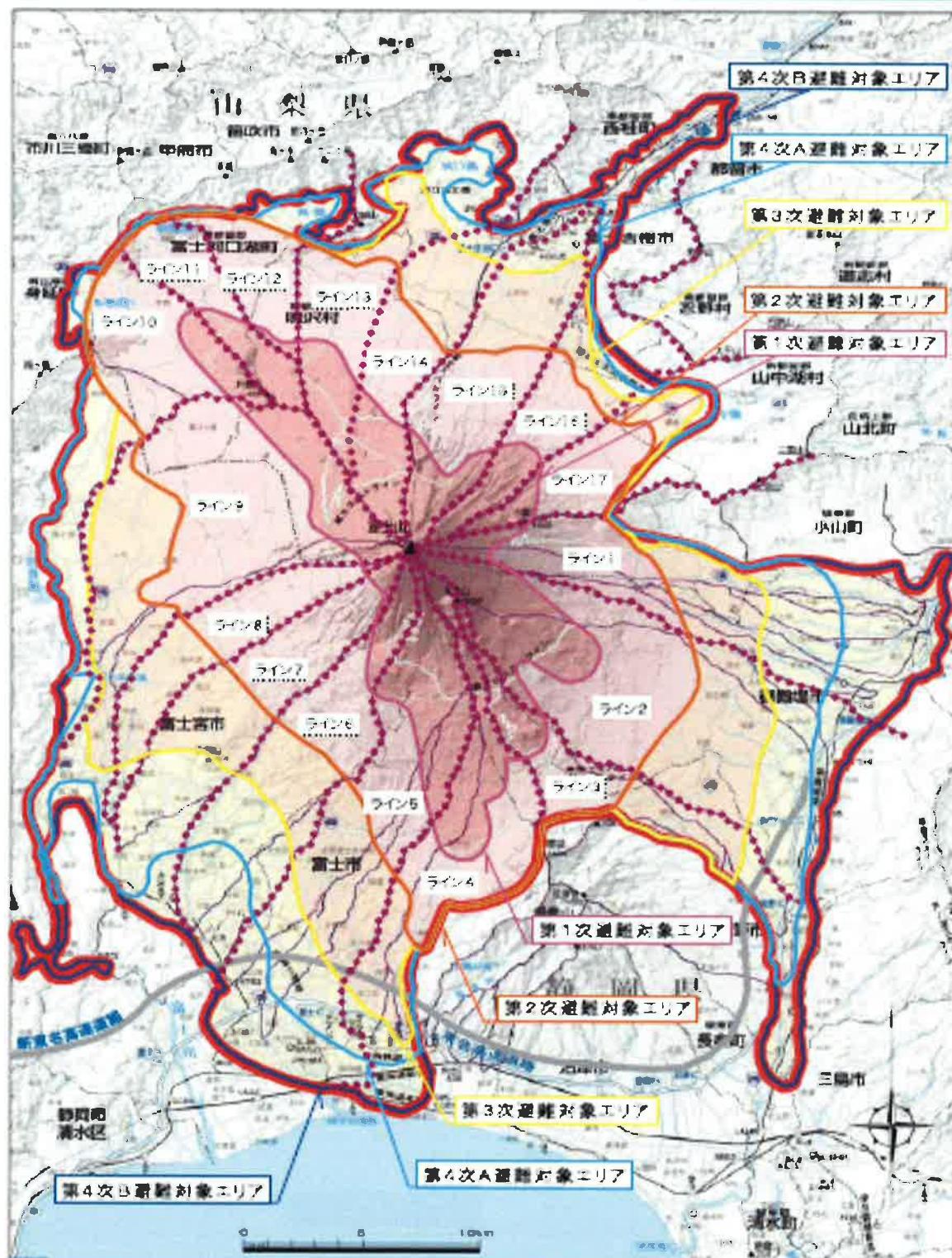
噴火開始後、火口の位置が特定され、溶岩流の流化する範囲が明らかになった時点で、溶岩流が流化するラインのみが避難対象となる「ライン避難」とし、この際、すでに避難を行っている他のラインについては避難解除を検討する。

なお、基本的には単独のラインを対象とするが、流域界（尾根）をまたいで割れ目噴火が発生した場合等は、複数のラインに溶岩流が流化することがあるため、複数ラインを対象とした避難についても検討する。

噴火警戒レベルによる避難行動

火山活動の状況 (噴火警戒レベル及び噴火警報等)	避難対象地域	住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
		一般住民	避難行動要支援者	
レベル3 入山規制	第2次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	観光自粛
レベル4 避難準備	第2次 避難ゾーン	避難準備	避難	帰宅要請
	第3次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	帰宅要請
レベル5 避難	第2次 避難ゾーン	避難	避難	帰宅要請 及び 避難
	第3次 避難ゾーン	避難準備	避難	
	第4次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	
レベル5 拡大 避難	第2次 避難ゾーン	避難	避難	帰宅要請 及び 避難
	第3次 避難ゾーン	避難	避難	
	第4次 避難ゾーン	避難準備	避難	

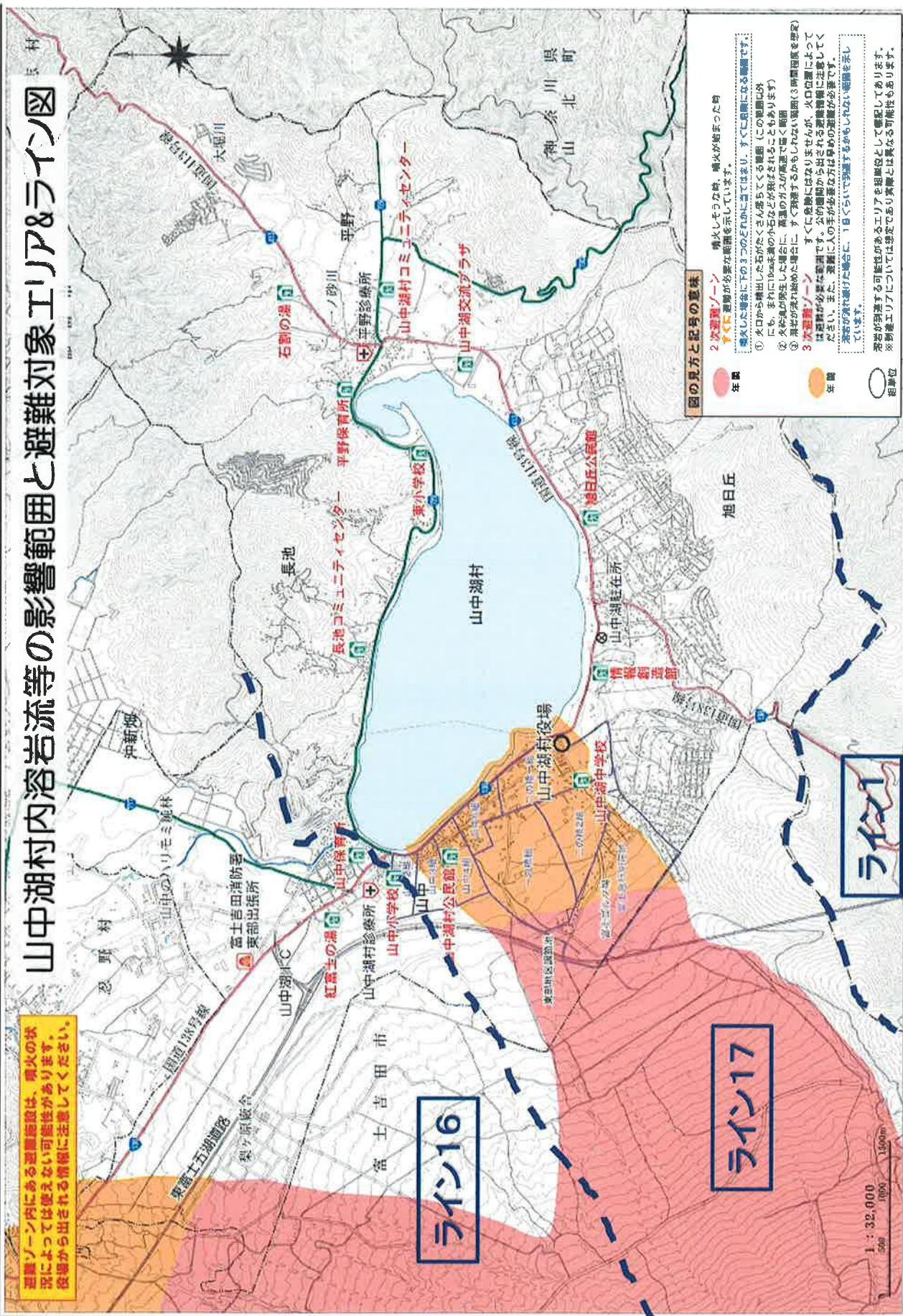
溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地図及び数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。
(承認番号 平25情法 第717号)

避難ソーン内にある避難施設は、賑火の体況によっては使えない可能性があります。
状況から出される情報に注意してください。

山中湖村内溶岩流等の影響範囲と避難対象エリア&ライン



平野地区避難場所一覧表

避難場所所在地	収容人員	住 所	電 話 番 号	管理者責任者
山中湖村コミュニティーセンター	200人	山中湖村 平野283	0555 (65) 7750	教育長
石割の湯	80人	山中湖村 平野1450	0555 (20) 3355	村長
平野保育所	270人	山中湖村 平野1997-1	0555 (65) 8542	村長
旭日丘公民館	100人	山中湖村 平野506-624	0555 (62) 1118	教育長
東小学校	740人	山中湖村 平野2435-1	0555 (65) 8152	校長

※収容人数は1人あたり3.5m²で算出

※今後、平野民宿組合等と協定を進め旅館施設などを避難所として確保する。

4. 火山灰

降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm以下）が地表に降下する現象で、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。なお、30cm以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされている。

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備又は屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難又は自宅等への屋内退避とする。

避難先は、降灰に耐える検討な建物とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立もしくは通常生活が困難となるおそれがある場合は、甲州市へ広域的な避難を行う。

大量の降灰により避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に甲州市へ広域的な避難を行う。

降灰による避難計画

噴火直後及び噴火後	
30cm未満の降灰深	30cm以上の降灰深
避難場所(村内)	甲州市へ広域避難
自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は、交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地(甲州市役所)に集合した後、受入避難場所へ移動

火山灰からの避難（自治会別）

エリア	自治会	人員	噴火直後及び噴火後		
			30cm未満の 降灰深		30cm以上の降灰深
			避難場所（村内）	避難場所（村外）	甲州市避難場所（3.5m ² ）
第2次避難対象エリア	一の橋組	233	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	塩山中学校体育館 603
	二の橋2組	303			東雲小学校体育館 205
	富士急行別荘地				
第3次避難対象エリア	二の橋1組	198	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	塩山高等学校体育館 732
	山中2組	95			
	山中3組	101			
	山中4組	136			
	山中5組	198			
第4次避難対象エリア	山中1組	342	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	勝沼体育館 361
	山中西組	201			井尻小学校体育館 202
	丸尾1組	198			奥野田小学校体育館 202
	丸尾2組	319			塩山南小学校体育館 366
	長池6組	48			大藤小学校体育館 185
	長池7組	47			玉宮小学校体育館 183
	諏訪組	180			
その他	長池8組	22	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	大藤小学校体育館 185
	長池細割組	23			
	平野9組	159			
	平野10組	120			
	平野11組	188			
	平野12組	165			
	平野13組	163			
	旭日丘14組	46			
	旭日丘15組	32			
	旭日丘16組	75			
	旭日丘17組	47			
	旭日丘18組	26			
	旭日丘19組	49			
	旭日丘20組	29			
	沖新畠組	166			
	山中地区組未加入	701			
	平野地区組未加入	599			
	長池地区組未加入	312			
	旭日丘組未加入	323			
	帰宅困難者				
合計		5,844			7,474

火山灰からの避難（避難行動要支援者；自治会別）

エリア	自治会	人員	噴火直後及び噴火後		
			30 cm未満の 降灰深	30 cm以上の降灰深	甲州市避難場所
			避難場所（村 内）	避難場所（村 外）	
第2次避難 対象エリア	一の橋組 二の橋2組 富士急行別荘地	55			
第3次避難 対象エリア	二の橋1組 山中2組 山中3組 山中4組 山中5組	51			
第4次避難 対象エリア	山中1組 山中西組 丸尾1組 丸尾2組 長池6組 長池7組 諏訪組	106	自宅や最寄の 建物への屋内避 難。 平野地区に避 難する場合は交 流プラザ「きら ら」を一時避難 地とし、そこか ら平野地区の指 定された避難施 設へ移動。	バスで塩山健 康福祉センター へ移動	塩山健康福祉セ ンター 328
その他	長池8組 長池細割組 平野9組 平野10組 平野11組 平野12組 平野13組 旭日丘14組 旭日丘15組 旭日丘16組 旭日丘17組 旭日丘18組 旭日丘19組 旭日丘20組 沖新畠組	88			
		300			313

※避難行動要支援者のうち、本票は在宅等の要支援者についてまとめたものである。
社会福祉施設、医療機関の入所者・入院患者については別途定めるものとする。

その他空き避難所(甲州市)

(内訳)

避難所名	避難者受入可能人数	1人あたりの面積	周辺の駐車スペース		
			有無	駐車可能台数(見込)	避難所からの距離
神金公民館	85	6	○	20	隣接
市交流保養センター(大菩薩の湯)	124	6	○	70	隣接
勝沼小学校 体育館	128	6	○	120	校庭
勝沼中学校 体育館	160	6	○	200	校庭
祝小学校 体育館	120	6	○	190	校庭
菱山小学校 体育館	119	6	○	100	校庭
旧大和小学校天目分校	33	6	○	6	隣接
景德院	10	6	○	10	隣接
田野集会所	8	6	○	10	隣接
水野田公会堂	8	6	○	10	隣接
大和中学校 体育館	187	6	○	310	校庭
大和小学校 体育館	88	6	○	110	校庭
やまとの杜アリーナ	163	6	○	10	隣接
塩山南児童センター	64	6	○	6	隣接
神金保育所	78	6	○	20	隣接
丸林集落センター	17	6	○	5	隣接
古部集落センター	17	6	○	2	隣接
鶴瀬集落センター	33	6	○	2	隣接
神金分団第8部詰所	12	6	○	4	隣接
塩山体育館	480	6	○	100	隣接
合計	1,933			1305	

山梨県内広域避難ルート図



噴火状況により、以下ルートを利用し、甲州市役所(一時集結地)へ避難する。

甲州市役所 住所:山梨県甲州市塩山上於曾 TEL0553-32-2111

◎山中湖村から甲州市への避難ルート

ルート①(赤)…国道413号線で道志方面へ、国道412号線を経由し相模湖IC～勝沼IC

ルート②(青)…忍野村～明見トンネルを通り、大月IC～勝沼IC

※原則ルート①で避難するものとする。

甲州市避難所一覧

(内訳)

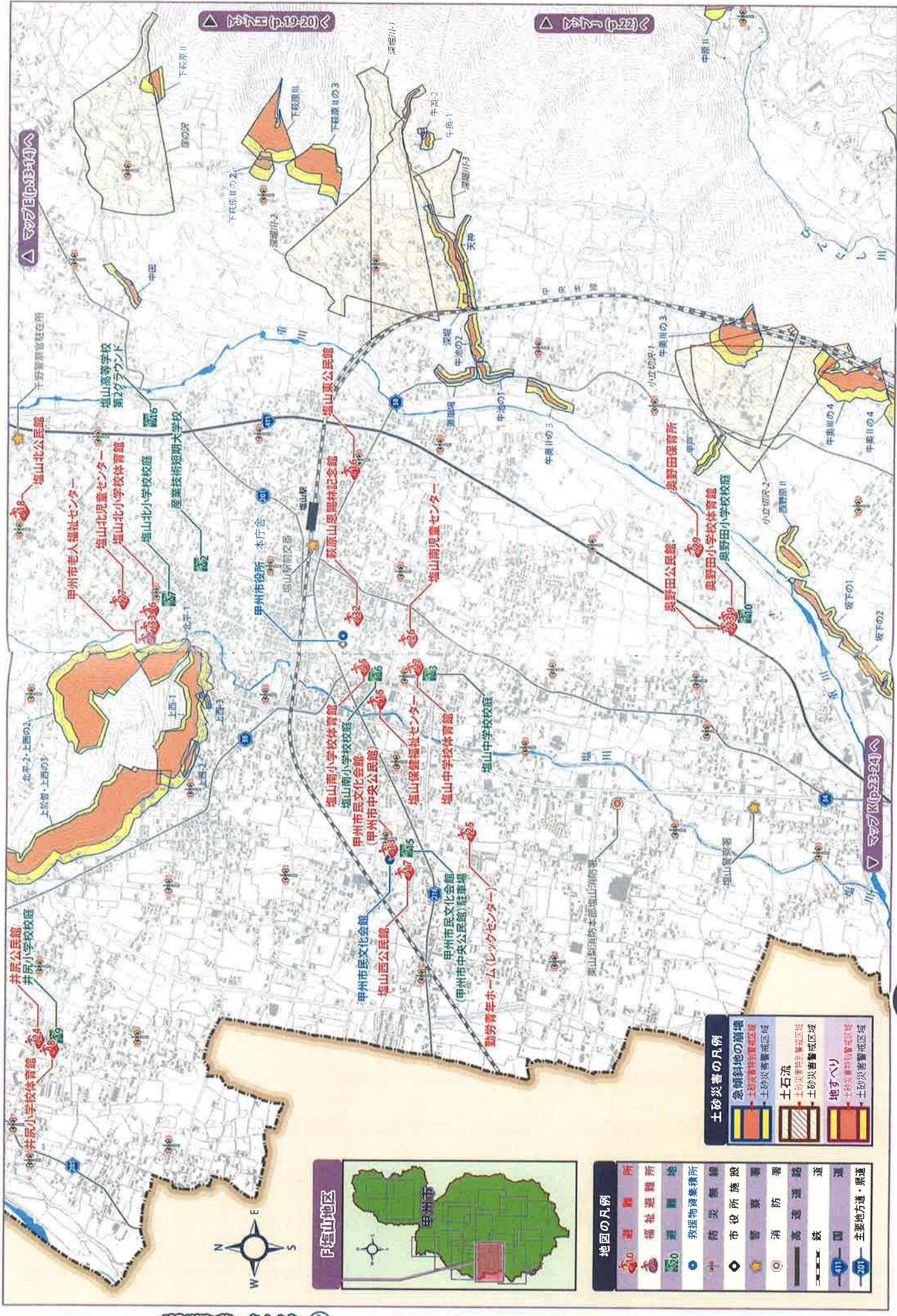
避難所名	避難者受入可能人数	1人あたりの面積	周辺の駐車スペース		
			有無	駐車可能台数(見込)	避難所からの距離
塩山高等学校 体育館	427	6	○	720	校庭
塩山中学校 体育館	352	6	○	620	校庭
塩山北中学校 体育館	96	6	○	360	校庭
松里中学校 体育館	227	6	○	210	校庭
塩山南小学校 体育館	214	6	○	350	校庭
塩山北小学校 体育館	125	6	○	260	校庭
松里小学校 体育館	99	6	○	210	校庭
井尻小学校 体育館	118	6	○	180	校庭
奥野田小学校 体育館	118	6	○	210	校庭
大藤小学校 体育館	108	6	○	250	校庭
神金小学校 体育館	107	6	○	200	校庭
玉宮小学校 体育館	107	6	○	160	校庭
甲州市民文化会館	837	6	○	200	隣接
塩山保健福祉センター(福祉避難所)	278	6	○	40	隣接
塩山東公民館	66	6	○	4	隣接
塩山西公民館	65	6	○	200 甲州市民文化会館	隣接
塩山北公民館	92	6	○	10	隣接
玉宮公民館	35	6	○	10	隣接
大藤公民館	62	6	○	10	隣接
神金公民館	85	6	○	20	隣接
松里公民館	84	6	○	20	隣接
奥野田公民館	62	6	○	10	隣接
井尻公民館	68	6	○	25	隣接
勤労青少年ホーム	185	6	○	20	隣接
萩原山恩賜林記念館	98	6	○	20	隣接
市交流保養センター(大菩薩の湯)	124	6	○	70	隣接

勝沼小学校 体育館	128	6	○	120	校庭
勝沼中学校 体育館	160	6	○	200	校庭
祝小学校 体育館	120	6	○	190	校庭
東雲小学校 体育館	120	6	○	200	校庭
勝沼健康福祉センター(福祉避難所)	328	6	○	30	隣接
菱山小学校 体育館	119	6	○	100	校庭
勝沼体育館	361	6	○	50	隣接
旧大和小学校天目分校	33	6	○	6	隣接
景德院	10	6	○	10	隣接
田野集会所	8	6	○	10	隣接
水野田公会堂	8	6	○	10	隣接
大和中学校 体育館	187	6	○	310	校庭
大和小学校 体育館	88	6	○	110	校庭
やまとの杜アリーナ	163	6	○	10	隣接
塩山南児童センター	64	6	○	6	隣接
塩山北児童センター	56	6	○	4	隣接
松里保育所	110	6	○	6	隣接
奥野田保育所	96	6	○	210	300m (奥野田小学校校庭)
大藤保育所	64	6	○	250	200m (大藤小学校校庭)
神金保育所	78	6	○	20	隣接
丸林集落センター	17	6	○	5	隣接
古部集落センター	17	6	○	2	隣接
鶴瀬集落センター	33	6	○	2	隣接
神金分団第8部詰所	12	6	○	4	隣接
塩山体育館	480	6	○	100	隣接
合計	7,097			6154	

土砂災害ハザードマップ F 塩山地区

縮尺 1:12,500 0 50 100 150 200 250 300 350 400 450 500 m

土砂災害ハザードマップ MAP

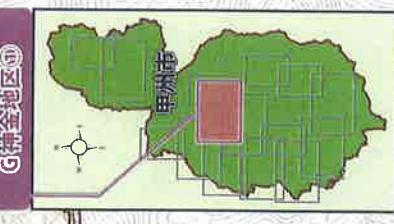


土砂災害ハザードマップ G 神金地区①

G神金地区①



△ ハザードマップD(p.11-12)へ

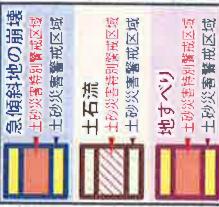


土砂災害ハザードマップ

MAP

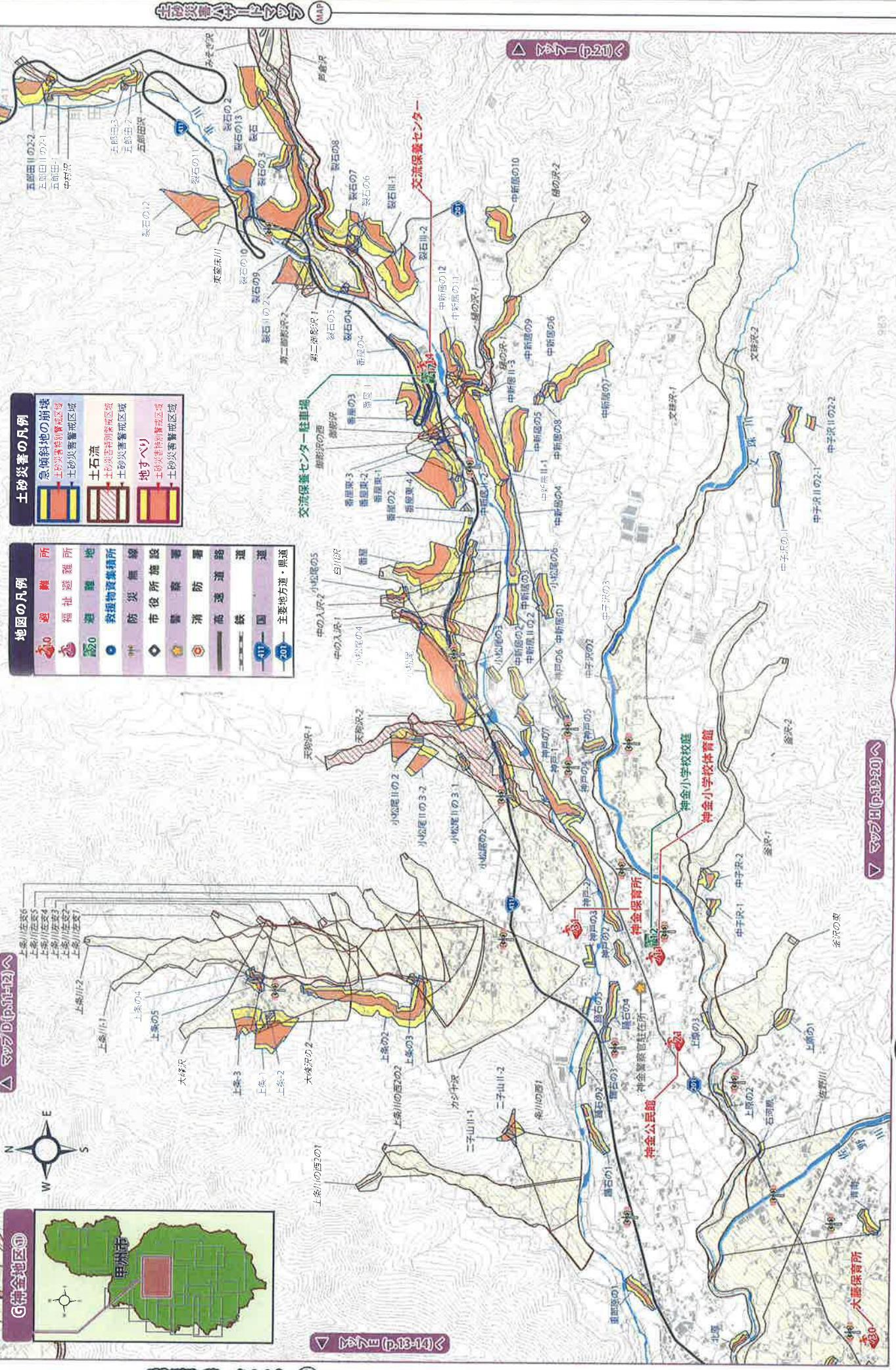
▽ ハザードマップD(p.13-14)へ

土砂災害の凡例

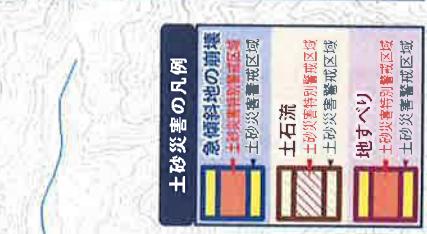
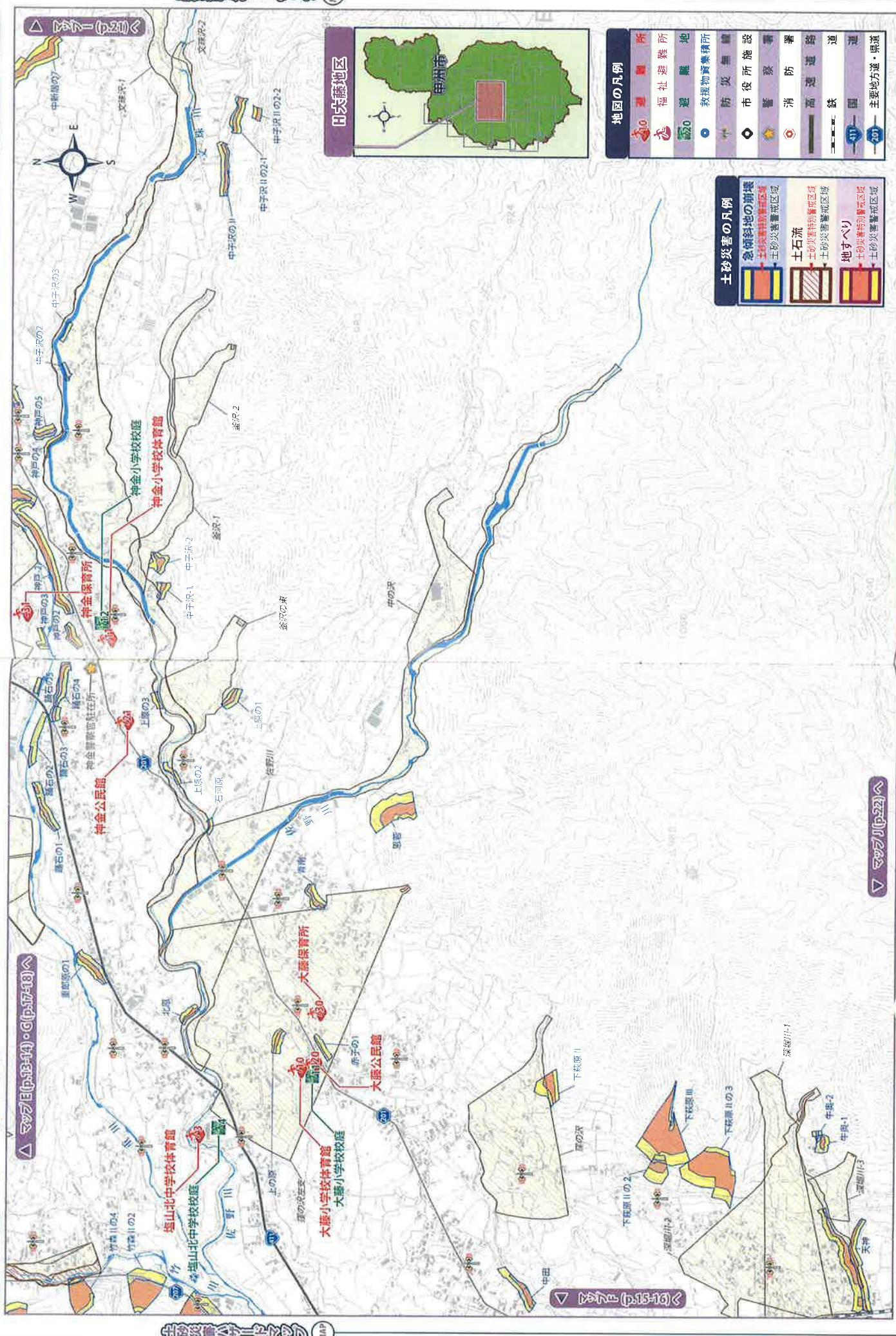


地図の凡例

△ 避難所	○ 水道送配所	△ 治理地	● 救援物資集積所	◆ 防災無線	◆ 防災施設署	◆ 消防署	■ 高速道路	- 国道	- 主要地方道・県道
-------	---------	-------	-----------	--------	---------	-------	--------	------	------------



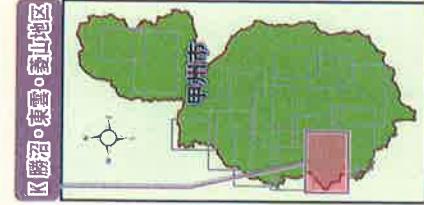
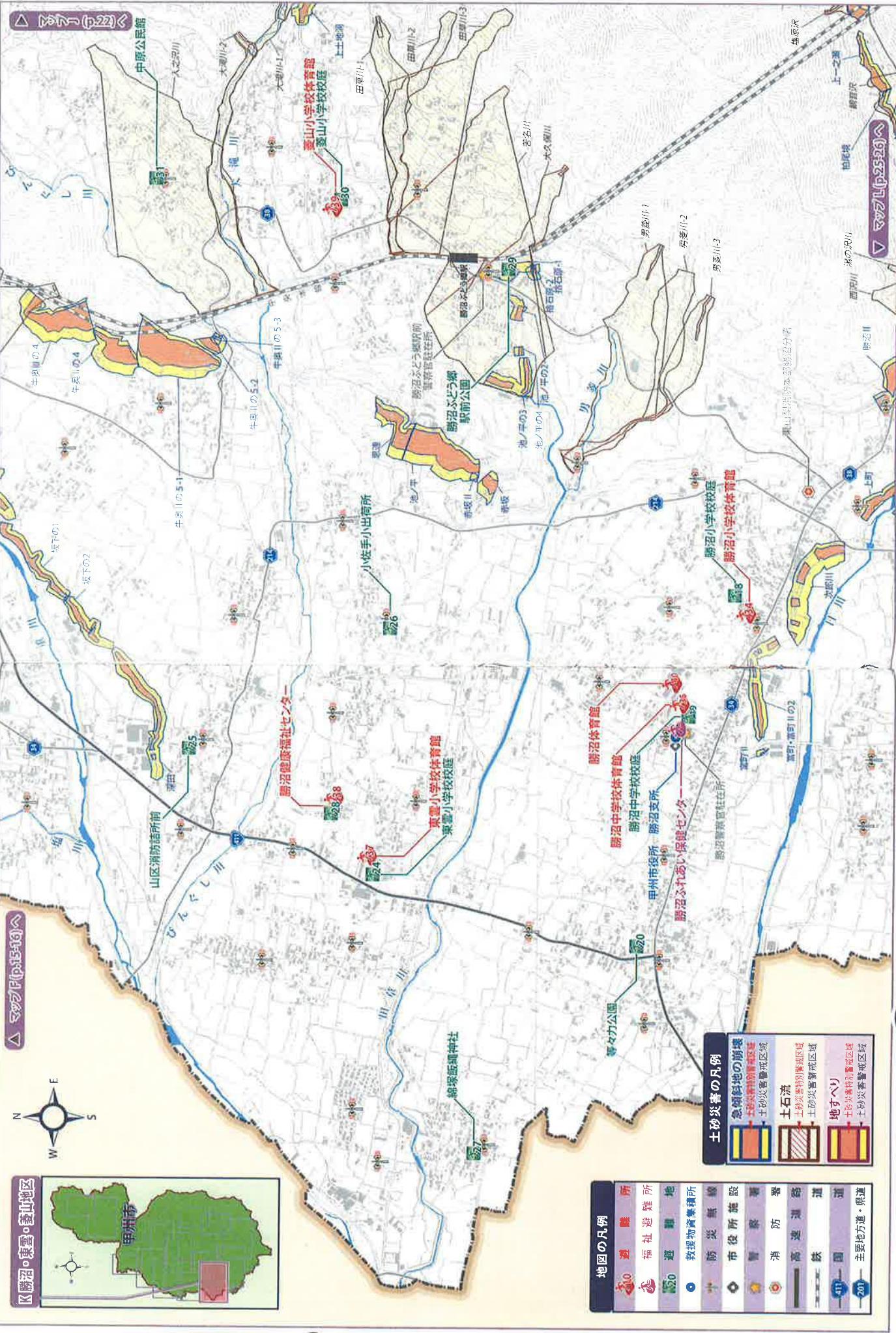
土砂災害ハザードマップ H 大藤地区



土砂災害ハザードマップ 勝沼・東雲・臺山地区

土砂災害ハザードマップ MAP

縮尺 1:12,500



土砂災害ハザードマップ MAP

◎降灰後土石流

土石流とは、斜面や渓流の土砂が水と一体となって、流下する現象である。降灰や火碎流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。

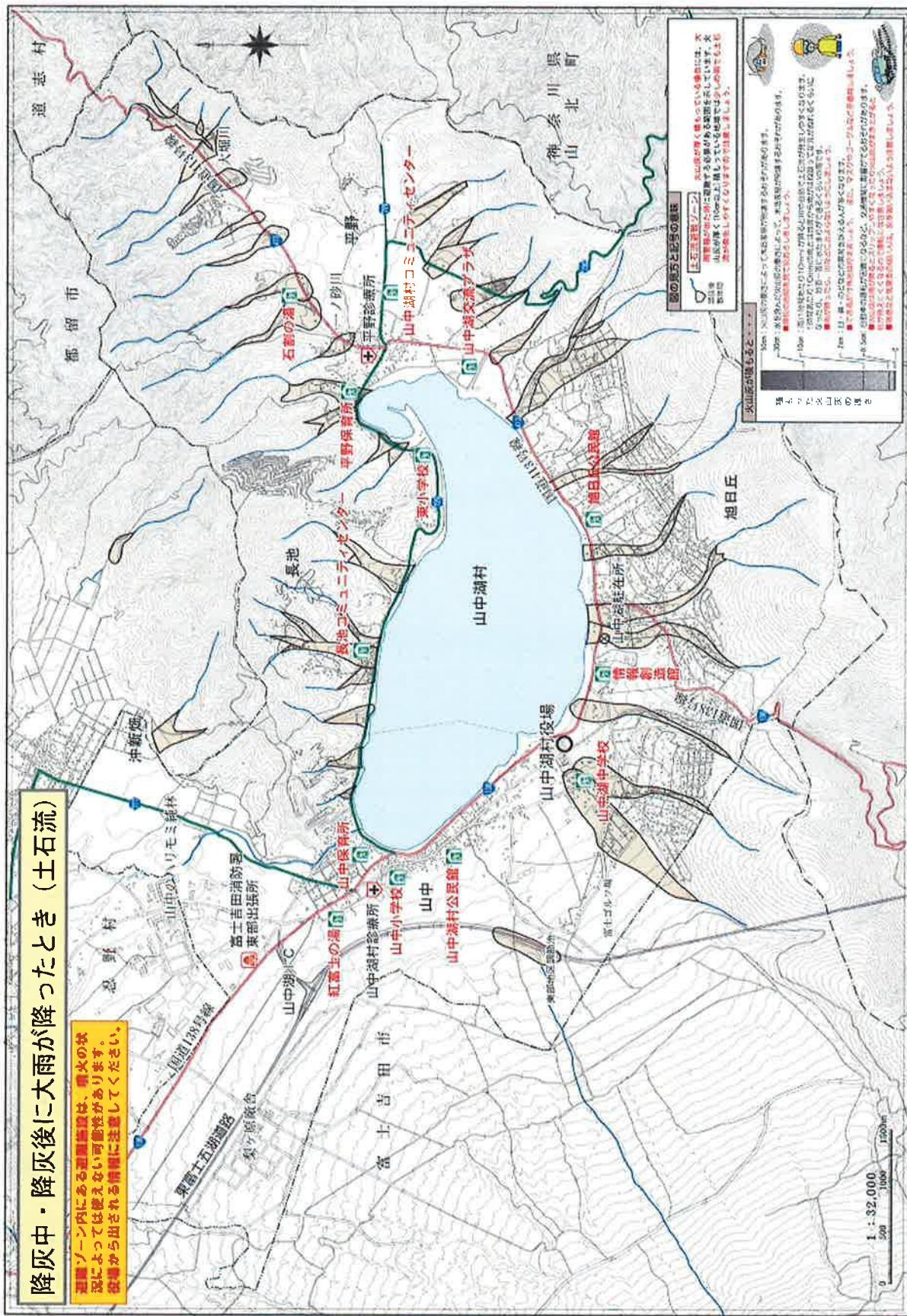
避難対象エリアは、土石流危険渓流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域とするが、対象エリアの数が多く、広範囲に存在するため、対象避難者の数の把握は困難な状況である。

噴火開始後の避難計画

避難対象エリア内にいる者 (土石流危険渓流の土石流 危険区域、または、土砂災 害警戒区域)	避難開始基準	避難先
避 難	国土交通省による 土砂災害緊急情報 に基づき、避難を 開始する。 降灰後土石流 は、時間的猶予が ないため、現象發 生前の避難とす る。	基本的に土石流災害に対して指定され た避難場所へ避難する。 具体的な避難場所 避難対象エリア外の最寄の避難所等

降灰中・降灰後に大雨が降ったとき（土石流）

避難ゾーン内にある避難施設は、着火の状況によっては使えない可能性があります。
安堵から出される情報に注意してください。



避難に関する行動基準表(村)

噴火警戒 レベル	本部及び職員体制等	情報伝達	広域避難 (甲州市)
レベル1 (情報収集 体制)	【情報収集体制・災害警戒本部設置】 ・事前配備体制の確認 住民名簿の確認 ・避難行動要支援者などに遠くの親戚への避難準備や避難の呼びかけ	・火山活動状況の収集 ・防災無線・エリヤメール等による住民・観光客への情報提供 ・福祉施設・学校関係に情報提供	・甲州市へ情報提供・調整
レベル3 (入山規制)	【災害対策本部設置】 ・避難場所設置のための職員配置 ・福祉避難所の設置 ・民間宿泊施設へ避難所対応依頼 ・必要により事前避難所の準備 ・必要により甲州市へ職員の派遣	・観光協会、観光施設に情報連絡(観光客受け入れ規制のお願い) ・2次避難ゾーンエリアに避難準備情報の伝達	・必要により甲州市への職員派遣 ・避難の可能性がある場合、甲州市へ一時集結地、避難所開設準備の要請 ・広域避難路の状況把握 ・輸送車両の要請
レベル4 (避難準備)	【災害対策本部】 ・避難所の設置 ・避難路の交通規制の要請 ・甲州市へ職員の配置	・各エリアごとの火山活動段階別の避難関係の情報伝達 ・緊急速報メールの配信 ・警察・消防と連携し、登山口などへの入山規制の立看板設置	・一時集結地避難所を開設準備(職員派遣が間に合わない時は甲州市に開設要請) ・輸送車両の確保
レベル5 (避難)	【災害対策本部】 ・降灰がある場合は、避難路の除灰作業の要請 ・警察、消防、自衛隊応援体制確認及び要請		・避難の場合、広域避難指示により、避難所の開設・受入 ・避難所の運営協議及び運営
噴火直後			
噴火後			
共通事項・解説等	○協議会・国・県の体制 ・富士山火山防災対策協議会は、噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに会議を開催し、レベル4の発表後に政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合、協議会の体制を「火山災害警戒(対策)合同会議」に移行される。 ・合同会議の設置候補施設として、山梨県側の現地として「富士吉田合同庁舎」(上吉田1-2-5)とされている。 ・国は現地において噴火警戒レベル3の段階で「火山災害現地連絡調査室」を立ち上げ、レベルの引き上げとともに警戒本部、対策本部に移行される。 ・県は噴火警戒レベル1(情報収集)の段階で事前配備態勢をとり、レベル3で災害警戒本部、レベル4以降で災害対策本部に移行される。	・防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどのによる広報 ・要支援者には電話、FAX、民生委員の訪問等での伝達 ・要支援者のための福祉避難所への情報伝達 ・村民問合せ窓口の設置 ・報道機関への情報伝達	・自治会単位で自家用車避難となり、原則として1世帯1台(避難要援護者、車両不所有者は自治体で用意した車両で避難する) ・避難所運営は、本村及び自主防災会等で原則行う。初期段階の開設等は甲州市の支援を要請する。 ・避難所開設期間は7日間を基本として、火山活動の状況に応じて柔軟に対応を願う。 ・受入避難所の運営にかかる費用は本村が行う。甲州市が立替払いした費用は両者協議を行い、支払いを行う。

避難に関する行動基準表(住民等)

噴火警戒 レベル	自主防災会 消防団	住民				避難行動 要支援者	観光客
		融雪型火山泥 流 到達予想地域	2次エリア 火碎流・噴石 溶岩流 (3時間以内)	3次エリア 溶岩流 (3~24時間)	4次エリア 溶岩流 (1~7日間)		
レベル1 (情報収集 体制)	避難予定者、避 難行動要支援 者の把握 避難誘導、安否 確認、情報体制 等の確認 消防車による広 報活動	(自主避難準 備)	(自主避難準 備)	(自主避難準 備)	(自主避難準 備)	・情報を確認し、 早めの避難体 制を確認する。 自主避難する 場所は早めの 避難を検討す る。	・山小屋等か ら登山者・観 光客への火山 活動情報提供
レベル3 (入山規 制)	・避難誘導班、 安否確認体制 等の設置 ・要支援者に対 する避難の呼び かけ、準備確認 ・職員と協力し て要支援者の 誘導	避難行動要支 援者避難準備	避難行動要支 援者避難準備			融雪型火山泥 流到達予想エリ ア、2次エリア 避難準備	・観光施設等に おける観光客へ の観光自粛の周 知を行う。 ・観光機関、宿 泊団体、マスコミ 等を通じ、観光 自粛の呼びかけ をする。
レベル4 (避難準 備)	・要支援者に対 する避難の呼び かけ、準備確認 ・職員と協力し て要支援者及 び住民の誘導	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備		・融雪型火山泥 流到達予想エリ ア、2次エリア 避難 ・3次エリア 避 難準備	・警察等関係 機関による道 路警戒避難路 の確保 ・観光規制の 実施 ・観光客の帰 宅要請 ・避難勧告、指 示発令の検討
レベル5 (避難)	・地域への避難 の呼びかけ ・安否の確認及 び安否情報の 報告	・避難	・避難	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備	3次エリア;避難 4次エリア;避難 準備	
噴火直後	・避難未実施者 の報告、捜索、 呼びかけ ・避難所の運営 協議及び運営	噴火状況によ り、甲州市へ避 難	噴火状況によ り、甲州市へ避 難	・避難	・避難行動要支 援者 避難 ・住民 避難準 備	4次エリア;避難	
噴火後				噴火状況によ り、甲州市へ避 難	噴火状況によ り、甲州市へ避 難	噴火状況によ り、甲州市へ避 難	
共通事項・ 解説等	<p>○住民の避難時の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民は「自助」「共助」の精神で、自己の責任において行動することを念頭にしなければならない。 ・住民は「広域避難マップ」などで避難経路、避難場所を予め把握しておき、災害発生時に円滑に行動ができるよう務めなければならない。 ・親戚、知人等への事前避難者については、組長等に連絡しておくこと。 ・避難行動については、できるだけ班、組単位で行うようにする。 ・あわてずに落ち着いて、不確実な情報に惑わされず、避難誘導の役員等の統制により行動する。 ・戸締り(避難完了の白タオルを玄関に掲示)、水道、ガスの元栓、ブレーカーを締める。 ・貴重品以外で持ち出す生活必需品は最小限にする。また持病の治療薬等必要な医薬品は避難の長期化も考慮し十分な量を携行しておくこと。 ・避難時の服装は動きやすく気候に考慮したものに、降灰等がある場合はヘルメット、マスクなども携行する。 ・原則として避難先は避難エリア外の平野地区避難施設とする。今後は宿泊施設等と協定を進め避難所を確保する。 ・避難エリア外については溶岩流等による被害想定は無いが、降灰による堆積深が30cm未満と想定される場合は、最寄りの建物や自宅等への屋内退避とする。降灰堆積深が30cm以上になると想定される場合は、広域避難を検討する。 ・噴火発生時の一時避難地は交流プラザきらら臨時駐車場とする。状況を見て広域避難が必要と判断した場合は、甲州市の塩山体育馆を一時集結地とする。 					・一般住民より、 1段階早い避難 行動となる。 ・避難行動要支 援者には一般 住宅に住む者 については、家 族、親戚、民 生委員が、社会福 祉施設等の入 所者・入院患者 については施設 担当者が避難 誘導を行なう。 ・降灰について の避難は、一般 住民同様とし、 移動については バスを利用する。	・自家用車及 びツアーアウト ドの車両につい ては、県に依 頼し避難輸送 車両を確保す る。 ・降灰等によ り交通機関が混 乱した場合、 観光客用の一 時避難所も確 保するよう努 める。

第4章 今後の検討事項

1. 本計画の全般にかかる各種対策の具体化

本計画にかかる代替の防災本部の設置、各種機関に対する情報体制の構築などの防災体制、避難行動要支援者等を輸送する輸送手段の確保、降灰にかかる除灰手段の確立、住民による避難所運営のマニュアル化、観光客・登山者の避難、学校・企業等の避難など、今後、継続的に検証を進めながら作成していくものとする。

2. 中・小規模噴火に対する避難

大規模噴火で複数のラインに溶岩流が及ぶ場合など広範囲に被害が及ぶような場合に、富士北麓地域を離れ広域避難を行なうのであるが、中・小規模の噴火については、近隣の自治体、若しくは村内の避難となることも想定し、富士山火山防災協議会（本村のほか山梨側富士山周辺6市町村）と協議をしていく中で、計画を作成していくものとする。

3. 広域避難時に発生が予想される渋滞への対応

当村では、甲州市へ広域避難をする際、国道413号線や1市2村道を利用した避難ルートを想定しているが、忍野村や富士吉田市、西桂町と避難ルートが重なるため渋滞の発生が予想される。この問題については今後、富士北麓地域の市町村や県を含め広域的な協議進め、対応するものとする。

4. 富士山火山防災対策協議会における「今後の検討事項」に準ずる対応

富士山火山防災対策協議会の「富士山火山広域避難計画」第4編に示されている「富士山ハザードマップの見直し」「堅牢な建物の基準及び指定方法」「広域避難路等の堆積物の除去」「突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策」「大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画」「連続災害(巨大地震後の火山噴火など)を想定した避難計画」について、検討が進められ、一定の成果があった場合には、これを反映し本計画の内容も準じて対応するものとする。

5. その他検討に関する事項

活動火山対策特別措置法などの法改正や気象庁の火山情報の内容の改正のほか、火山学の新しい知見の発表があった場合、その都度対応をしていくものとする。